

(表5) 団体別補助金交付額

(単位：千円)

番号	団体名	令和2年度		令和3年度		令和4年度				
		经常补助金	特別补助金	经常补助金	特別补助金	经常补助金	特別补助金			
1	嘉悦学園	465,363	38,315	503,679	462,554	35,591	498,146	473,543	42,827	516,371
2	麹町学園	388,556	51,384	439,941	408,788	54,147	462,935	399,879	56,413	456,293
3	白百合学園	541,833	13,427	555,261	545,936	11,792	557,729	550,652	26,977	577,629
4	東洋高等学校	410,227	143,620	553,848	412,130	160,384	572,515	416,127	150,910	567,038
5	日本大学	1,911,325	631,774	2,543,100	1,905,599	642,378	2,547,977	1,975,659	704,822	2,680,482
6	法政大学	390,287	61,625	451,913	385,250	55,645	440,895	396,905	62,200	461,106
7	和洋学園	285,220	28,087	313,307	281,680	28,220	309,901	286,613	21,764	290,378
8	真理学園	78,573	2,913	81,486	76,440	5,504	81,944	70,350	5,475	75,825
9	中央学院	143,695	90,843	234,538	145,259	119,816	265,076	144,677	128,288	272,945
10	慶應義塾	571,649	21,060	592,710	558,625	30,764	589,390	550,131	37,170	587,301
11	桜葉女子学院	351,762	17,122	368,884	356,164	20,838	377,002	366,379	28,756	395,136
12	正則学院	400,149	149,344	549,493	395,130	120,512	515,643	392,451	145,120	537,571
13	山藤学園	550,343	37,237	587,580	574,617	43,041	617,658	596,164	60,363	656,527
14	海城学園	582,019	33,519	615,539	606,279	31,900	638,179	616,360	48,800	665,161
15	跡見学園	421,756	42,617	464,373	431,131	40,052	471,183	434,263	47,367	481,630
16	桜蔭学園	404,595	23,910	428,505	407,267	25,366	432,633	396,803	35,717	432,521
17	拓殖大学	471,931	172,110	644,041	475,990	175,476	651,467	479,457	199,531	678,989
18	貞静学園	298,861	95,182	394,013	310,415	90,457	400,872	319,817	98,657	418,475
19	三笠学園	82,969	12,874	95,843	79,878	13,137	93,015	74,648	13,093	87,742
20	日本基督教学園	472,570	127,656	600,226	482,186	131,700	613,886	486,000	137,884	623,884
21	香蘭女子校	293,516	27,683	321,200	293,975	28,743	322,718	290,920	31,971	322,891
22	中延学園	452,971	138,862	591,834	457,793	131,889	589,682	456,871	130,310	587,181
23	三浦学園	172,688	37,740	210,428	171,791	37,354	209,145	173,343	40,090	213,433
24	立正大学学園	490,687	149,020	639,708	519,128	145,244	664,372	530,659	153,617	684,277
25	トキオ松学園	408,173	55,565	463,738	422,408	57,910	480,318	426,808	60,988	487,796
26	桜光学園	76,954	754	77,718	80,917	259	81,176	78,665	2,189	80,854
27	大東学園	336,050	193,524	529,574	336,801	182,224	519,025	343,812	202,905	546,719
28	玉川聖学院	370,075	74,835	444,910	382,322	67,017	449,339	388,501	66,460	454,962
29	田園調布学園	450,948	30,773	481,722	461,875	10,398	472,273	467,830	19,066	486,896
30	東京農業大学	557,958	78,992	636,950	590,188	77,112	667,301	625,292	87,590	712,882
31	二階堂学園	245,691	74,244	319,936	228,922	61,698	290,620	226,649	58,600	285,250
32	東海大学	496,813	393,924	890,738	494,523	242,866	737,390	503,031	240,694	743,726
33	新渡戸文化学園	294,029	27,136	321,166	293,452	32,605	326,058	308,038	48,691	356,729
34	彰学学園学校	429,585	188,381	617,966	398,330	181,231	579,561	432,499	180,270	612,770
35	堀之内学園	334,449	103,521	437,971	312,856	85,294	398,150	343,228	85,978	429,207
36	聖心学園	76,244	31,114	107,359	83,621	44,739	128,361	82,061	42,099	124,161

(単位：千円)

番号	団体名	令和2年度		令和3年度		令和4年度				
		经常补助金	特別补助金	经常补助金	特別补助金	经常补助金	特別补助金			
37	集鶴学園	494,011	37,757	531,768	501,970	36,230	538,200	507,178	47,095	554,274
38	東京音楽大学	105,608	29,674	135,282	107,292	25,049	132,331	93,735	25,284	119,020
39	成立学園	532,035	153,301	685,337	540,165	173,740	713,906	556,428	212,007	738,435
40	堀江学園	59,367	1,713	61,080	55,192	2,440	57,632	55,674	3,393	59,067
41	大東放徳学園	1,193,713	249,765	1,443,478	1,199,614	262,326	1,461,941	1,218,852	291,637	1,510,490
42	東京女子学院	203,079	40,678	243,757	216,250	49,477	265,728	250,420	58,253	308,674
43	三育学院	66,091	100	66,191	64,742	100	64,842	65,044	1,014	66,058
44	江戸川学園	428,145	88,994	517,139	450,309	80,697	531,007	455,550	85,280	540,830
45	亀井学園	285,914	47,900	333,814	298,451	9,909	308,360	313,569	20,252	333,821
46	金子学園	200,054	6,412	206,466	234,854	9,082	243,916	217,729	10,020	227,749
47	村井学園	320,990	152,959	473,929	324,285	142,285	466,570	381,524	140,981	522,506
48	昭栄第一学園	693,404	308,917	1,002,322	695,915	296,957	992,873	691,807	320,532	1,012,340
49	井之頭学園	355,998	89,524	445,522	363,628	78,224	441,853	353,177	56,162	409,340
50	聖徳学園	513,765	67,197	580,962	525,240	62,464	587,705	545,902	73,811	619,714
51	明東学園	307,060	155,771	462,832	300,814	150,091	450,906	304,816	113,314	418,130
52	日本学館学院	577,377	106,511	683,889	547,058	102,108	649,167	573,686	118,204	691,891
53	創価学園	759,714	160,326	920,040	757,148	159,217	916,365	755,806	166,468	922,274
54	明法学院	273,048	68,437	341,486	270,675	77,535	348,210	278,218	71,163	349,382
55	遠藤学園	35,994	1,842	37,837	39,325	6,216	45,541	37,574	2,593	40,167
56	国立音楽大学	434,444	58,081	492,525	443,084	58,539	501,623	451,281	67,023	518,305
57	向台学園	58,867	-	58,867	71,596	-	71,536	75,605	1,139	76,745
58	旭出学園	139,230	3,023	142,253	149,356	4,624	153,981	142,987	4,779	147,766
59	江戸川聖学院	89,553	545	90,098	93,105	1,666	94,771	93,133	3,144	96,277
60	平田学園	89,643	235	89,878	88,624	1,353	89,977	87,136	1,297	88,433
61	つくし野学園	129,774	6,228	136,002	107,508	5,374	112,882	111,206	9,025	120,231
62	内野学園	93,301	141	94,042	99,028	-	99,028	103,301	2,391	105,692
63	柳の実学園	37,636	597	38,233	38,969	610	39,579	34,587	4,802	39,389
64	荻窪学園	35,865	1,880	37,745	35,733	1,810	37,543	29,598	1,859	31,457
65	曙こども学園	23,466	695	24,162	24,350	1,359	25,709	23,347	2,534	25,881
66	ワッパル学園	60,719	666	61,385	66,908	2,322	69,225	64,003	3,911	67,914
67	夏野学園	25,426	8,218	33,644	25,428	920	26,348	25,396	920	26,316
68	藤の花学園	47,577	1,544	49,122	43,946	3,157	47,103	38,927	335	39,262
69	Appressed学院	61,939	3,636	65,575	59,511	3,553	63,064	50,962	1,649	52,611
70	野田緑田学園	-	120,211	120,211	-	122,114	122,114	-	126,576	126,576
合計		23,443,969	5,374,142	28,818,105	23,670,247	5,154,877	28,825,124	24,057,281	5,552,505	29,609,787

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

各団体の補助対象事業について、主に、その目的に沿って適切に行われているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

2 指摘事項

(1) 局及び団体

ア 授業料減免に係る私立学校経常費補助金を返還すべきもの

生活文化スポーツ局は、私立学校経常費補助金交付要綱（昭和53年7月3日付53総学一第198号。以下「要綱」という。）により、学校法人が定めた授業料減免規程に基づき、補助金交付年度の前年度に「算計状況」を理由として授業料を減免している場合、減免実績額の3分の2の額を経常費補助金として交付している。

学校法人三育学院（以下「法人」という。）が定めた東京三育小学校の授業料減免規程（奨学金制度）によれば、この制度は経済的理由で勉学の継続が困難な児童に対し経済的な援助をすることを目的として、保護者の収入に比し、複数の子どもへの学費の負担がかかり経済的に援助が必要であることを申請資格としており、申請希望者は所得に関する証明書を提出することとしている。

そこで、令和4年度の補助金の交付状況について見たところ、東京三育小学校には、法人が令和3年度に授業料減免規程に基づいて決定した2件の減免実績額の合計48万円を対象として、32万円が交付されていた。

このうち、1件の決定手続において、①所得に関する証明書を提出させていないこと、②申請者である保護者の子どもが1名であり申請資格がないことが認められた。これについては、授業料減免規程による適正な申請手続を経た減免になっていないことから、要綱に基づく補助金の交付対象とは認められず、これに係る補助金24万円が過大となつていないことは適正でない。

法人は、過大に交付された補助金を返還するとともに、今後は、授業料減免規程に基づき適正に減免額を決定した上で、要綱に基づく適正な補助金申請を行われない。局は、補助金の交付に係る審査を適正に行うとともに、法人に対し、補助金の返還を求めら

（学校法人三育学院）
（生活文化スポーツ局）

文化財保存事業費補助金交付4団体

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金等を交付している団体について、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	東京都文化財保存事業費補助金交付要綱（平成13年3月14日付教育長決定）に基づき補助金を交付している団体のうち、表1の4団体	令和5年9月11日から同月15日まで （詳細は表1のとおり）	令和3年度及び令和4年度の補助対象事業
局	教育庁	令和5年9月8日及び同月19日	

（表1） 監査対象団体及び団体別実地監査期間

監査日	団体名
9月11日	宗教法人淨眞寺
9月12日	学校法人清泉女子大学
9月13日	宗教法人淺草寺
9月15日	公益財団法人横山大観記念館

2 団体の概要

今回、監査対象とした文化財保存事業費補助金交付4団体は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）及び東京都文化財保護条例（昭和51年東京都条例第25号。以下「条例」という。）の定めるところにより、国又は都から指定を受けた文化財の所有者として文化財の保存・管理を行っている。

3 都との関係

(1) 補助金の交付目的
国及び都は、法及び条例に基づき、都内において表2のとおり文化財を指定し、その保存・活用を図っている。

都は、都内に現存する国指定文化財及び都指定文化財を適正に維持・修理し将来に伝えるために、文化財所有者等が実施する保存事業等に対し、東京都文化財保存事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき補助金を交付している。

今回監査対象とした指定文化財は表3のとおりである。

(表2) 都内に所在する指定文化財 (令和5年4月1日現在) (単位: 件)

文化財の種類	指定区分	指定者	件数	概要
有形文化財	国宝・重要文化財	国	2,834	建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料
	有形文化財	都	342	
無形文化財	重要無形文化財	国	39	演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの
	無形文化財	都	7	
民俗文化財	重要有形民俗文化財	国	9	衣食住、生業、信仰、年中行事等に用いられる衣服、器具、家屋その他の有形の所産で国民の生活の推移の理解のために欠くことのできないもの
	有形民俗文化財	都	20	
	重要無形民俗文化財	国	8	衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術その他の無形の所産で国民の生活の推移の理解のために欠くことのできないもの
	無形民俗文化財	都	62	
民俗文化財	特別史跡・史跡	国	49	貝冢、古墳、旧宅その他の遺跡で、歴史の正しい理解のために欠くことのできず、その遺構が比較的よく原形を保っているもので、歴史上又は学術上価値のあるもの
	史跡	都	106	
	旧跡	都	222	史跡に準ずるもので、歴史の正しい理解のために欠くことのできず、その遺跡に歴史の価値の痕跡が残っているもの若しくは旧態を推定し得るもの又は墓石、石碑その他歴史的価値のある記念物
	特別名勝・名勝	国	12	庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの
記念物	特別天然記念物・天然記念物	国	15	動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)、及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。))で学術上価値の高いもの
	天然記念物	都	63	
	合計	国	2,966	
	都	834		

(表3) 監査対象文化財

団体名	文化財の名称	指定区分	指定者	指定年月日	文化財の所在地
宗教法人淨眞寺	木造阿彌陀如来(九品)坐像(三仏堂安置)・木造釈迦如来坐像(本堂安置)	有形文化財(彫刻)	都	昭和38.3.19	世田谷区奥沢七丁目41番3号
学校法人清泉女子大学	旧島津家本邸	重要文化財(建造物)	国	令和1.12.27	品川区東五反田三丁目16番21号
宗教法人浅草寺	伝法院庭園	名勝	国	平成23.9.21	台東区浅草二丁目
	浅草寺伝法院	重要文化財(建造物)	国	平成27.7.8	台東区浅草二丁目49番地
	浅草寺二天門	重要文化財(建造物)	国	昭和21.11.29	台東区浅草二丁目3番1号
公益財団法人横山大観記念館	横山大観旧宅及び庭園	史跡及び名勝	国	平成29.2.9	台東区池之端一丁目4番24号

(2) 補助金交付状況
 都が交付した補助金の交付状況は表4のとおりとなっており、このうち、今回監査の対象とした団体に対する交付状況は表5のとおりである。

(表4) 補助金交付状況 (単位：件、千円)

分類	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
国指定文化財	101	464,471	92	364,682	118	477,542
都指定文化財	50	271,960	50	232,154	48	268,350
合計	151	736,431	142	596,836	166	745,892

(表5) 団体別補助金交付状況 (単位：千円)

団体名	補助対象事業名	分類	補助金額			
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和4年度
宗教法人浄眞寺	木造阿弥陀如来 (九品) 坐像・釈迦如来坐像修復工事事業	都指定	-	-	25,363	-
	木造阿弥陀如来 (九品) 坐像修復事業	都指定	28,860	28,879	-	-
学校法人清泉女子大学	浄真寺の二十五菩薩線供養伝承基礎整備事業	都指定	7,056	-	-	-
	旧島津家本邸事務所 防災施設整備 (建造物) (耐震対策工事) 事業	国指定	-	69,552	29,750	-
宗教法人浅草寺	伝法院庭園 歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業	国指定	36,942	45,504	25,755	-
	浅草寺伝法院客殿ほか5棟 建造物保存修理事業	国指定	62,500	62,500	121,250	-
公益財団法人横山大観記念館	浅草寺伝法院 指定文化財管理事業	国指定	61	61	37	-
	浅草寺二天門 指定文化財管理事業	国指定	82	82	82	-
合計	横山大観旧宅及び庭園 歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業	国指定	2,122	1,509	2,348	-
	横山大観旧宅及び庭園 防災施設整備 (記念物) 事業	国指定	15,864	27,916	61,194	-
			153,487	236,003	265,779	

(3) 補助金の算定方法

ア 国指定文化財

都の補助金額は、国の文化財保存事業費関係補助金交付要綱 (昭和54年5月1日付文化庁長官裁定) 等に基づき国庫補助事業として交付決定された事業について、国庫補助対象経費から国庫補助額 (国の新型コロナウイルス感染症対応措置 (注1) の適用を受ける場合は当該措置を適用しない場合の国庫補助額) を差し引いた残余の補助対象経費に国の補助率 (前記措置を適用しない場合の国庫補助率) と同率を乗じて算定する。

ただし、国庫補助金で最高限度額 (率) を定めている場合には、定められた限度額 (率) を超えない範囲とする。

イ 都指定文化財

要綱で定める補助対象経費に補助率を乗じて算定する。

補助率は50%で、補助事業者が区市町村又は宮利法人以外の者である場合には、表6により算出した補助事業の事業規模指数に応じて、5%から35%までの補助率の加算を行うことができる。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により補助事業者の収入額が減少した場合、令和3年度においては、一定の条件を満たせば、都補助金について10%の補助率の加算等を行う。ただし、いずれの場合も加算後の補助率の上限は85%とする。

(表6) 事業規模指数の算出方法

$$\text{事業規模指数} = \frac{\text{補助対象となる総事業費} / \text{補助事業の施工年度数}}{\text{補助事業者の財政規模 (注2)}}$$

(注1) 新型コロナウイルス感染症の影響により補助事業者の収入額が減少した場合、令和3年度においては、一定の条件を満たせば、国庫補助金について10%の補助率の加算等を行う措置。ただし、補助対象経費の85%を上限とする。

(注2) 当該事業を実施する日の属する会計年度の前々年度以前3年度の決算の収入額の平均額により算出する。

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

各団体の補助対象事業について、主に、補助金額の算定は適正か、補助金申請及び局による審査が適切に行われているか、補助による事業の効果が発現されているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

2 指摘事項

(1) 局

ア 補助金交付要綱において補助対象経費に含まれる消費税等の取扱いを適正に定めるべきものの

公益財団法人東京都歴史文化財団

第1 監査の目的

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項に基づき、都が補助金等を交付している団体について、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	公益財団法人東京都歴史文化財団	令和5年10月3日から 同年10月23日まで	令和3年度及び 令和4年度の
局	生活文化スポーツ局	令和5年9月29日 及び同年10月24日	補助対象事業等

2 団体の概要

設立の目的	都における芸術文化の振興並びに都市の歴史及び文化の継承とその発展を図ることを目的とする
主な沿革	昭和57年 財団法人東京都文化振興会設立 平成24年 財団法人江戸東京歴史財団設立 平成7年 財団法人東京都文化振興会と財団法人江戸東京歴史財団を統合し、財団法人東京都歴史文化財団を設立 平成22年 公益法人制度改革に伴い公益財団法人東京都歴史文化財団に移行
事業の概要	1 国指定重要文化財等を活用した芸術文化の振興 2 江戸及び東京期を中心とした都市の歴史と文化の振興 3 写真及び映像文化の振興 4 現代美術を中心とした芸術文化の振興 5 美術を中心とした芸術文化の振興と表現活動拠点の提供 6 音楽、演劇、歌劇、舞踏等の芸術文化の振興 7 若手芸術家の育成、支援及び芸術家と都民との交流の振興
所在地	千代田区九段北四丁目1番28号
組織	総務部、マーケティング部、東京文化会館、東京芸術劇場、写真美術館、現代美術館、東京芸術劇場
役員	役員12名(理事長1名、理事9名、監事2名。うち常勤1名、非常勤11名) 職員442名(うち31名を都から派遣)
出えん	基本財産15億5,149万8,020円のうち、2億円
基金への出えん	9億7,150万9千円(令和3年度未残高)
(表1)	10億5,065万9千円(令和4年度未残高)
補助金(表2)	18億8,223万9千円(令和3年度)
21億8,387万9千円(令和4年度)	
23億 384万9千円(令和3年度)	
14億6,610万9千円(令和4年度)	
82億6,920万9千円(令和3年度)	
87億2,965万9千円(令和4年度)	
公の施設の管理運営	(表4)

補助対象経費に消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を含めて交付している補助金で、補助対象事業者が消費税の課税事業者である場合において、事業者が補助金交付後に消費税等の確定申告で課税売上高に対する消費税額から補助対象経費中の課税仕入れ等に係る消費税額を控除(以下「仕入税額控除」という。)して納税するときは、補助対象経費に含まれる消費税等を実質的に負担していないことになるため、当該控除額に対応する補助金額の返還を求めることが必要である。

このため、上記のような補助金で、補助対象事業者が補助対象経費中の消費税について確定申告で仕入税額控除を行う可能性がある場合は、上記の返還に関する手続規定を補助金交付要綱等に定めなければならない。

しかしながら、これを今回監査対象とした文化財保存事業費補助金について見たところ、都庁は、補助金交付要綱において補助対象経費に含まれる消費税等の取扱いを適正に定められていない。

(教育庁)

経常収益に占める都からの収益(表5)	経常収益160億余円のうち、127億余円(79.4%)																								
東京都政策連携団体等	都は団体を東京都政策連携団体に指定し、財政・事業運営の指導監督を行っている。																								
都との関係 指定管理者 運営状況評価	<table border="1"> <tr> <th>施設名</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> <tr> <td>東京都庭園美術館</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>東京都江戸東京博物館</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>東京都写真美術館</td> <td>A</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>東京都現代美術館</td> <td>S</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>東京都美術館</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>東京文化会館</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>東京芸術劇場</td> <td>B</td> <td>A</td> </tr> </table>	施設名	令和3年度	令和4年度	東京都庭園美術館	A	A	東京都江戸東京博物館	A	A	東京都写真美術館	A	B	東京都現代美術館	S	A	東京都美術館	A	A	東京文化会館	A	A	東京芸術劇場	B	A
施設名	令和3年度	令和4年度																							
東京都庭園美術館	A	A																							
東京都江戸東京博物館	A	A																							
東京都写真美術館	A	B																							
東京都現代美術館	S	A																							
東京都美術館	A	A																							
東京文化会館	A	A																							
東京芸術劇場	B	A																							

(注) 令和5年3月31日現在

(表1) 出えん金(取崩し型) 残高

事業名	令和2年度末残高	令和3年度		令和4年度		令和2年度末残高
		出えん額	取崩し額等	出えん額	取崩し額等	
東京芸術文化創造発信助成事業	265	210	145	210	107	432
東京地域芸術文化助成事業	51	10	5	56	10	8
芸術文化による社会支援助成事業	13	30	15	27	30	17
Tokyo Tokyo FESTIVAL助成事業	851	—	449	402	—	402
スター・トランプ助成事業	—	65	7	57	100	70
伝統芸能体験活動助成事業	—	10	0	9	10	10
ライオンズスター助成事業	—	40	15	24	40	48
令和3年度大規模文化事業助成事業	—	460	442	17	506	115
令和4年度芸術文化魅力創出助成事業	1,053	48	1,056	45	—	45
Tokyo Tokyo FESTIVAL企画公募事業	30	—	28	1	—	1
フロンタスライヴ・サイト事業	2,266	873	2,168	971	906	826
合計						1,050

(単位: 百万円)

(表2) 補助金の交付状況

補助金名	補助対象	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		収支差額	収支差額	収支差額
自主事業の実施に係る運営費補助金		1,069,209	724,462	1,491,529
フーズカウソール東京の事業に係る補助金		1,169,271	1,147,769	615,922
その他		10,000	10,000	76,419
合計		2,248,481	1,882,232	2,183,870

(単位: 千円)

(表3) 負担金の交付状況

事業名	令和3年度	令和4年度
	事業数	事業数
TOKYOスター・カルチャー・プロジェクト	30,860	29,906
Tokyo Contemporary Art Award	84,342	52,274
アール・ブリュット普及啓発事業	46,269	43,567
都民芸術フェスティバル等	184,860	193,089
クリエイティブ・カエル・トーキョー	33,787	118,021
東京文化プログラム等構築事業	4,400	—
オペラ夏の祭典2019-20	180,629	—
公式アートボスデー展	13,796	—
Museum Start あいうえの	—	20,420
恵比寿映像祭	—	70,643
Music Program TOKYO	—	129,501
トーキョーフーズカウソール本郷外部開催対応	10事業 1,724,896	7事業 808,269
その他	18事業 2,303,843	16事業 1,466,102
計		

(単位: 千円)

(表4) 公の施設の管理運営状況

(単位：千円)

施設名	件名	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
庭園美術館	施設の管理運営	—	—	426,462	—	429,961	—
	収蔵品購入経費	—	—	3,000	3,000	3,000	—
	その他個別協定	—	—	10,828	6	61,164	—
	小計	—	—	440,290	6	494,125	—
江戸東京博物館	施設の管理運営	1,899,598	—	1,938,856	—	1,689,678	—
	収蔵品購入経費	49,994	—	11,747	—	29,861	—
	その他個別協定	768,955	—	917,343	11	1,784,731	—
	小計	2,718,548	—	2,867,947	11	3,504,271	—
写真美術館	施設の管理運営	768,728	—	781,981	—	784,216	—
	収蔵品購入経費	49,998	—	11,742	—	49,834	—
	その他個別協定	23,792	—	20,624	4	33,161	—
	小計	842,518	—	814,348	4	867,211	—
現代美術館	施設の管理運営	990,152	—	1,019,338	—	1,019,250	—
	収蔵品購入経費	49,961	—	49,995	—	69,997	—
	その他個別協定	61,081	—	67,034	4	23,407	—
	小計	1,101,194	—	1,136,367	4	1,112,655	—
東京都美術館	施設の管理運営	594,737	—	638,689	—	562,962	—
	その他個別協定	72,260	—	52,621	3	18,309	—
	小計	666,997	—	691,310	3	581,271	—
	施設の管理運営	462,630	—	563,774	—	561,210	—
東京文化会館	その他個別協定	543,751	—	127,192	5	139,952	—
	小計	1,006,381	—	690,966	—	701,162	—
	施設の管理運営	1,057,296	—	1,175,394	—	1,079,480	—
	その他個別協定	95,490	—	210,779	9	174,857	—
東京芸術劇場	小計	1,152,786	—	1,386,173	—	1,254,337	—
	施設の管理運営	223,188	—	241,798	—	213,864	—
	その他個別協定	—	—	—	1	752	—
	小計	223,188	—	241,798	—	214,616	—
事務局	施設の管理運営	5,996,329	—	6,786,292	—	6,340,621	—
	収蔵品購入経費	149,954	—	76,486	—	152,694	—
	その他個別協定	1,565,331	—	1,406,424	—	2,236,337	—
	小計	7,711,614	—	8,269,202	—	8,729,652	—

(表5) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：百万円、%)

科目	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
合計	17,220	—	17,270	—	16,047	—
都からの収益	15,122	87.8	14,254	82.5	12,739	79.4
受取補助金	2,238	13.0	1,878	10.9	2,183	13.6
受取負担金	4,791	27.8	2,303	13.3	1,465	9.1
指定管理料	7,711	44.8	8,269	47.9	8,729	54.4
出せんに金取崩し	381	2.2	1,803	10.4	360	2.2
他の収益	2,097	12.2	3,015	17.5	3,308	20.6
公益目的事業会計	16,938	—	16,916	—	15,596	—
都からの収益	15,063	88.9	14,194	83.9	12,688	81.4
受取補助金	2,210	13.0	1,851	10.9	2,160	13.8
受取負担金	4,791	28.3	2,303	13.6	1,465	9.4
指定管理料	7,680	45.3	8,235	48.7	8,702	55.8
出せんに金取崩し	381	2.3	1,803	10.7	360	2.3
他の収益	1,875	11.1	2,722	16.1	3,308	20.6
収益事業等会計	255	—	327	—	427	—
都からの収益	33	12.9	34	10.4	27	6.4
受取補助金	1	0.6	—	0	—	0
指定管理料	31	12.3	34	10.4	27	6.4
他の収益	222	87.1	293	89.6	400	93.6
法人会計	26	—	26	—	23	—
都からの収益	26	100	26	100	23	100
受取補助金	—	—	—	—	—	—
他の収益	—	—	—	—	—	—

(注) 団体の会計は、公益事業に係る収支を公益目的事業会計、収益事業に係る収支を収益事業等会計、管理部門に係る収支を法人会計に区分している。

第3 監査の結果

1 監査の方法及び結果

公益財団法人東京都歴史文化財団(以下「財団」という。)の補助対象事業及び指定管理事業等に係る会計経理等は適正に行われているか、補助対象事業等について補助等の目的に沿って事業が行われているか、指定管理事業について事業の趣旨に沿って運営されているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。
監査の結果、別項指摘事項のとおり、契約事務等について見直すべき事項が認められた。

(1) 事業実績

団体は、人件費及び事業費について都からの補助金を交付されているほか、「都民芸術フェスティバル」など都との共催事業を負担金により行い、出せん金により造成した基金を用いて「芸術文化による社会支援助成事業」などの芸術・文化団体への助成を行うなどして、都における芸術文化の振興に努めている。また、指定管理者として美術館、博物館、コンサートホール7施設の運営を行っている。詳細は、「第4 事業実績」のとおりである。

2 指摘事項

(1) 支援業務の実態に合わせた適正な契約を締結すべきもの

財団は、表6のとおり、委託契約を締結し、アーツカウンシル東京機構の各部署に人員を配置して、表7の業務を行わせている。
ところで、厚生労働省は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)の施行に伴い、労働者派遣事業に該当するか否かの判断を的確に行う必要があるため、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」(昭和61年労働省告示第37号。以下「基準」という。)を告示している。

基準によると、第2条に定める要件を全て満たしていなければ、労働者派遣事業を行っているものとするとしている。

財団は、この契約を委託であるとしているが、表8のとおり、基準により委託として認められる要件を満たしておらず、労働者派遣事業を行っていることとなるため、委託として契約していることは適正でない。

財団は、受託者に従事させる業務や管理方法を整理し契約内容を明確にするとともに、労働者派遣法に沿って適正な契約を締結されたい。

(公益財団法人東京都歴史文化財団)

(表6) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額
アーツカウンシル東京事業実施に関する支援業務委託	令和3.4.1～令和4.3.31	71,577,000
アーツカウンシル東京事業実施に関する支援業務委託	令和4.4.1～令和5.3.31	64,020,000

(単位：円)

(表7) 令和3年度契約の仕様の委託内容

担当業務	委託内容
(1) 事業統括責任者業務	事業統括責任者は以下の業務に加え、下記(2)の業務のうち1ポストを兼務すること。 ア 本業務委託に係る当財団との連絡調整窓口業務 イ 各業務従事者の業務進捗管理、内容確認及び報告
(2) 事業運営管理業務 【9ポスト】	ア 東京都及び芸術文化団体等との協定締結業務及び委託事業の契約締結関連業務並びに事業の進行管理業務及び各種調整業務 イ 東京都及び芸術文化団体等との共催協定の締結に係る事業計画書、収支予算書等の確認及びこれに係る調整 ・委託事業の仕様の作成等、契約締結に係る業務及びこれに関連する調整並びに履行確認業務 ・事業実施に当たってのスケジュール確認等、事業の進行管理業務及びこれに係る調整業務 イ 事業の広報に関する進捗管理及び確認業務 ・芸術文化団体等及び委託業者に対する広報の進行管理（プレスリリースの時期、効果的な媒体等広報宣伝に係る調整） ・個別事業に関するチラシ、ポスターなどの制作物等の確認 ウ 事業実施当日の運営サポート業務及び履行確認業務 エ 事業における芸術文化団体等への負担金及び助成金交付関係手続、交付審査及び決算審査等に関する業務並びに委託事業に係る各種報告書確認業務、支払関連業務等経理関係業務及びこれに係る調整業務 ・芸術文化団体等に負担金及び助成金を交付するに当たっての収支予算書等のチェック等、書類の確認及びこれに係る団体調整 ・芸術文化団体等に交付した負担金及び助成金の精算及び決算に係る領収書等の証拠書類及び事業報告書等の確認並びにこれに係る調整 オ その他本業務を行うに当たって必要な業務全般
(3) 広報業務 【1ポスト】	ア 全体広報に関する進行管理業務 イ プレス関係者等からの問い合わせ、取材対応業務及び通訳業務 ウ エゾサイトやウエブマガジン、SNS (twitterやFacebook)、メールニュース等情報発信ツールの原稿作成、入力・運営管理業務及び英文の校閲業務 エ 広報活動に必要な情報収集・入力・分析に係る業務 オ プレスリリース資料の原案作成・校正、その他各種広報媒体掲載（ペナリシテイ）に係る業務及び英文の校閲業務 カ 広報物等印刷物の制作・配布、版権管理等に係る業務 キ 広報物等に使用するテキストの翻訳に係る業務 ク 写真撮影等の記録及び画像編集業務 ケ 広報物の配布・配信先等の管理業務 コ 各種広報媒体掲載に向けた広報活動業務 クシ 個別事業の広報に関する進行管理支援及び事業担当者との調整業務 シ その他本業務を行うに当たって必要な業務全般
(4) TURIN事業に係る企画調整業務	(2)業務のうち1ポストについては、インフルエンサーチームの側面から共催団体と協議しながら通年で企画の調整を行うこと。

(表8) 基準と履行状況

労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準	履行状況
<p>第二条 請負の形式による契約により行う業務に自己の雇用する労働者を従事させることを業として行う事業主であっても、当該事業主が当該業務の処理に関し次の各号のいずれにも該当する場合を除き、労働者派遣事業を行う事業主とする。</p> <p>一 次のイ、ロ及びハのいずれにも該当することに より自己の雇用する労働者の労働力を自ら直接利用するものであること</p> <p>イ (前略) 自己の雇用する労働者の労働力を自ら直接利用するものであること</p> <p>(1) 労働者に対する業務の遂行方法に関する指示その他の管理を自ら行うこと</p> <p>(2) 労働者の業務の遂行に関する評価等に係る指示その他の管理を自ら行うこと</p>	<p>① 仕様書に各業務の概要・項目が記載されたのみで、委託内容や対象事業等が具体的に記載されておらず、仕様書に定められた報告書も提出されていない。そのため、業務内容や履行状況、管理方法などが確認できない。また文書により明確な業務内容を受託業務責任者に指示しなければ、受託者は業務を行えないが、その文書がない。</p> <p>② 従事者の管理について、委託者である財団の職員が、「管理表」(従事者の勤務時間等が記載されている手書きのタイムカード形式のもの)の「確認」欄に押印している。また、受託者が作成した「スタッフの業務管理について」では、「有給休暇取得日まで以上に上長の承認を得ること」「発業が発生するときは、事前に所属上長に了承を得ること」とあり、この「上長」はいずれも財団職員の事を指している。</p>
<p>ロ 該当がないため略</p> <p>ハ 該当がないため略</p> <p>ニ 次のイ、ロ及びハのいずれにも該当することに より請負契約により請け負った業務を自己の業務として当該契約の相手方から独立して処理するものであること</p> <p>イ (前略) 業務の処理に要する資金につき、すべて自らの責任の下に調達し、かつ、支弁すること</p>	<p>③ 業務従事者の旅費実費のうち定期区間を控除した金額については、仕様書に定めがあり、財団が負担している。</p>

(2) 産業廃棄物を適正に処分すべきもの

財団は、江戸東京博物館において、大規模改修に伴い、表9のとおり、既存収蔵庫等の解体等業務を委託により実施している。

ところで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)によれば、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないが、また、廃棄物の運搬・処分を委託する場合は、許可を受けた者にそれぞれ委託しなければならないと定められている。

そこで、解体により発生する産業廃棄物の処分について見たところ、受託者が排出事業者として廃棄物処理業者に収集運搬及び中間処分を委託している。

しかしながら、この場合、発生する産業廃棄物の排出事業者は財団であるから、財団が廃棄物処理業者に直接委託すべきであるが、財団はこれをしておらず、適正でない。

財団は、産業廃棄物を適正に処分されたい。

(公益財団法人東京都歴史文化財団)

(表9) 契約の概要

契約件名	契約日	契約金額	委託内容	廃棄量
本館4階収蔵庫の中二階撤去等業務委託	令和4.7.6 令和4.8.31	41,435,900	収蔵庫を構成する棚部材の分解体・撤去、移設	90
本館特別展示室オカムラ社製展示ケース解体・撤去業務委託	令和4.7.19 令和4.9.30	6,617,600	展示ケース4点の解体・撤去	34

(単位:円、t)

(3) 耐震化工事の実施に当たり天井の落下防止等に必要施工内容を確認すべきもの

財団が指定管理者として管理している庭園美術館には、国の重要文化財の茶室があり、来館者の通常の見学に加え、不定期に行われる呈茶(注1)やワークショップ等において、事前申込みをした来館者等に利用されている。

茶室の天井のうち約4平方メートルは、¹⁾梁土(注2)を塗った土塗天井であるが、令和4年5月に崩落し、財団及び局は、表10のとおり、安全管理のための対応を行ったとしている。崩落の原因について財団は、前日の地震(震度2程度)の揺れ等によると考えられるとしているが、局は平成27年度から平成28年度に茶室の耐震化工事(以下「耐震化工事」という。)を行っており、この時に天井も改修している。

そこで、財団が天井の崩落について耐震化工事の受注者に確認したところ、受注者は、茶室の天井は、図1のように多層構造となっており、図2のとおり、チルトボ(①)と下げ葺(②)の取付け数量・位置等と、生漆喰(③)が木摺りの隙間上部に十分な量で押し出されていることが、天井の強度を確保するために重要であるとしている。受注者は、耐震化工事において②及び③の施工内容に不備があったとして、耐震化工事の手直しを行っている。

本来であれば、当初に行った耐震化を目的とする工事の実施時に、施工計画に①から③の落下防止及び耐震性向上に必要な施工内容を受注者に記載させ、局が確認している必要がある。しかしながら、耐震化工事の施工計画や記録には、壁、天井を含めた左官工事全般の仕様に²⁾ついては記載があるものの、①から③の施工に係る記載がなく、局は落下防止及び耐震性向上に必要な施工内容を施工計画により確認していない。

局は、耐震化工事の実施に当たり、天井の落下防止及び耐震性向上に必要な施工内容を確認されたい。

(注1) 正式な茶会ではなく、略式で茶を供すること
(注2) 京都産の壁土

(生活文化スポーツ局)

(表10) 茶室の状況と対応

No.	日付	茶室の状況と対応	
		状況	対応
1	令和4年5月4日	開館時間前に茶室天井の一部が崩落	
2	令和4年5月4日～10日	財団が、来館者の茶室立入りがないよう、茶室入り口に誘導員を配置するなどして注意喚起	
3	令和4年5月11日～6月12日	応急処置のための仮工事(崩落から残った天井部分の除去と、天井に板を貼付け、固定して、安全性の確保を図った)	を実施
4	令和4年8月22日～9月11日	本復旧工事(耐震化工事の復旧及び手直し工事として、天井を図1の内容で復旧)	を実施